

三重県犯罪被害者等財産開示手続及び 第三者からの情報取得手続費用助成金給付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金（以下「助成金」という。）の給付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡、重傷病又は精神疾患の原因となり得るものを含む。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- (6) 精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- (7) 財産開示手続 加害者に対する犯罪被害に係る損害賠償を命じる債務名義を取得した犯罪被害者等が、当該債務名義に基づき行う財産開示手続（民事執行法（昭和54年法律第4号）第196条に規定する財産開示手続をいう。）をいう。
- (8) 第三者からの情報取得手続 加害者に対する犯罪被害に係る損害賠償を命じる債務名義を取得した犯罪被害者等が、当該債務名義に基づき行う第三者からの情報取

得手続（民事執行法（昭和54年法律第4号）第204条に規定する第三者からの情報取得手続をいう。）をいう。

（助成対象費用）

第3条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、前条第7号及び第8号の手続きの際に裁判所に対して支払う費用とし、その額は、民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の規定に基づき算出した額とする。

2 助成金の額は、一の犯罪被害について5万円を限度とする。

（助成対象者）

第4条 助成金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡、重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求権に係る執行力のある債務名義の正本を有する債権者で財産開示手続又は第三者からの情報取得手続の申立てを行った者
- (2) 財産開示手続又は第三者からの情報取得手続の申立てを行った日において県内に住所を有している者

（助成金を給付しないことができる場合）

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、助成金を給付しないことができる。

- (1) 助成対象費用について、他の地方公共団体その他の者から同様の助成を受けたとき。
- (2) 損害賠償請求権に係る刑事事件について、犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者及び申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者及び申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、助成金を給付することが社会通念上適切でないとき。

（助成金の給付申請）

第6条 申請者は、三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金給付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、三重県犯罪被害者等見舞金給付要領、三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金給付要領等他の犯罪被害者等支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると知事が認める場合は、書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪行為により死亡したことに対する損害賠償請求権に基づく財産開示手続及び

第三者からの情報取得手続について助成を受けようとする場合

ア 財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の原因となった損害賠償請求権に係る債務名義が分かる書類

イ 前記アの損害賠償請求権に係る刑事事件が分かる書類

ウ 財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を行ったことが分かる書類の写し(全文)

エ 申請者本人であることを証する書類

オ 申請者と犯罪被害者の続柄を証する戸籍の謄本又は写本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

カ 申請者が、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを行った日において県内に住所を有していた者であることを証する書類

キ 助成対象費用の額を証する領収証その他の支払費用の内容を証明できる書類

ク その他、知事が必要と認める書類

(2) 犯罪行為により重傷病又は精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求権に基づく財産開示手続及び第三者からの情報取得手続について助成を受けようとする場合

ア 重傷病又は精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書等

診断書等には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神疾患については、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。ただし、他の添付書類で重傷病又は精神疾患に該当することが分かる場合は、書類の添付を省略することができる。

イ 前号アからクに掲げる書類

(申請期限)

第7条 前条の規定による申請は、財産開示手続又は第三者からの情報取得手続の終了した日の翌日から1年を経過したときはすることができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(助成の決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請があった場合は、審査を行った後、助成金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金給付決定通知書(様式第2号)又は三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金不給付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する助成金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合、知事は、申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

(助成金の請求)

第9条 前条に規定する通知により助成金の給付決定を受けた者は、三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金給付請求書(様式第4号)により、知事に当該助成金の給付を請求するものとする。

(決定の取消)

第10条 知事は、助成金の給付決定を受けた者が、第5条各号のいずれかに該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、助成金の給付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定により給付決定を取り消した場合において、既に助成金が給付されているときは、当該助成金の給付を受けた者は知事が定める日までに助成金を返還しなければならない。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に財産開示手続及び第三者からの情報取得手続を行った場合に適用する。